

核融合科学研究所博士研究員規則

制 定 令和 3 年 3 月 1 6 日 核研規則第 4 号
最終改正 令和 7 年 9 月 9 日

(目的)

第 1 条 この規則は、核融合科学研究所（以下「本研究所」という。）の重点的推進を図るべき分野及び新しい研究領域の発展のために、専門分野について高度な研究能力を持つ若手研究者を一定期間にわたり、特定の共同研究プロジェクトに従事させ、本研究所における研究活動の一層の推進を図るとともに、人材養成に資するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第 2 条 前条に定める共同研究プロジェクトに従事する者は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構年俸制職員就業規則（以下「年俸制職員就業規則」という。）第 2 条第 1 項第 2 号に定める特任研究員とし、博士研究員と称するものとする。
2 博士研究員は、運営費交付金により雇用するものとする。

(対象)

第 3 条 博士研究員に雇用できる者は、博士の学位を有し、学位取得後 8 年以内の者とする。

(採用時期及び契約期間)

第 4 条 博士研究員として雇用する者の採用時期及び契約期間は、次のとおりとする。

- (1) 採用時期 原則として 4 月又は 1 0 月
- (2) 契約期間 2 年とする。ただし、採用日以前に博士研究員として雇用した期間がある者については、通算して 4 年を超えない範囲まで雇用できるものとする。

(選考手続)

第 5 条 博士研究員の選考手続は、別に定める。

(給与等)

第 6 条 年俸制職員就業規則第 1 0 条第 1 項に基づく、博士研究員の給与は、同規則別表 1 特任教員等年俸表の 2 9 号俸とする。ただし、雇用する博士研究員の業績評価結果に基づき、当該博士研究員の給与を 2 9 号俸より上位又は下位の号俸に決定することができるものとする。

2 前項の業績評価は、核融合科学研究所の年俸制職員に係る業績評価実施要項（平成 2 7 年 3 月 2 4 日所長決定）に基づき、行うものとする。

(選考)

第 7 条 博士研究員の選考は、本研究所運営会議の議に基づき本研究所長が行う。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、博士研究員に関し必要な事項は、別に定める

ことができる。

附 則

- 1 この規則は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 自然科学研究機構核融合科学研究所ＣＯＥ研究員実施要領（平成１６年４月１日所長裁定）は廃止する。
- 3 この規則の施行日の前日にＣＯＥ研究員として在職し、施行日以降に継続して雇用される博士研究員の契約期間の終了日は、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和７年６月４日から施行する。

附 則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。